

# 令和7年度事業計画 ～環境変化への対応と協会の社会価値向上を目指して～ (令和7年度4月1日～令和8年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

令和6年7月、日本政府は、循環経済の実現を国家戦略に掲げて、循環型社会形成推進基本計画に関連する取組を政府全体として戦略的・統合的に行うこととした。

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な資源利用を図る循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物の発生抑制とともに資源・製品の付加価値創出を目指すものである。そして、気候変動対応や生物多様性保全等の環境課題、再生材活用による産業競争力強化や資源制約下での経済安全保障等の経済課題、人口減少対策や地方創生などの社会課題、これら3つの課題の同時解決にもつながる国家戦略として、関係主体が一丸となって取り組むことが求められている。

近年の日本においては、一般廃棄物の発生量と産業廃棄物の最終処分量はいずれも着実に減少してきた。人口減少等により、引き続きこれらの量は減少していくことが見込まれるが、地域においては廃棄物処理や資源循環の担い手の不足が懸念されている。また、一般廃棄物の処理施設は、全体の四分の一以上の施設が建設から30年を超え老朽化が進んでいる。こうした中で、廃棄物の適正処理を確保しつつ、将来の社会経済の姿を見据えた資源循環を進めることが必要である。

他方、日本の経済状況を概観すると、実質GDP成長率は、2023年度は1.0%、2024年度は0.7%程度、2025年度は1.2%程度と、所得の増加や堅調な設備投資など民間需要主導による緩やかな成長が見込まれている。また、消費者物価上昇率については、エネルギー・食料品を中心とする価格上昇により2022、2023年度は3%台となったが、2024年度は2.6%程度、2025年度は2.0%程度と徐々に落ち着くものと予測されている。

世界経済については、地域紛争によるエネルギー・原材料価格の上昇、物価高騰の継続と金融市場の不安定化、急激な財政引き締め、地経学的分断の増幅による下振れ、中国経済の回復不調など、様々なリスクと不確実性を有する。こうした下振れリスクが、企業業績の悪化、設備投資の低迷など日本の経済成長にマイナスの影響を及ぼすことが懸念される。

国内外の社会経済の変化は、市町村からの廃棄物の引取量や再商品化に係るコスト、再商品化製品の販売動向などにも波及し、当協会の事業にも直接的・間接的に大きな影響を及ぼすことが推察される。当協会は、社会経済の変化に対応しつつ、持続可能な再商品化事業を実現していかなければならない。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」という。）に基づく指定法人として、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図ることが当協会の基本目的である。それに加えて、国家戦略である循環経済への移行に関して

も、積極的に貢献していく必要がある。

そのためには、従来の再商品化事業のみならず資源循環の促進にも対応し得る再商品化能力の確保が不可欠であり、その実現が事業の持続可能性確保の前提であり喫緊の重要課題である。この課題克服には、再商品化事業者の個々の努力が不可欠だが、それだけでは困難である。最終製品の易再商品化（設計、回収段階等）、再商品化製品の品質向上・用途拡大・新開発、そして再商品化製品の需給の安定化と拡大等については、再商品化事業者と再商品化製品の利用事業者との連携つまり動静脈産業の連携が肝要である。また、再商品化事業に係る需要と供給の両面に係る制度面でのサポートという点では、国や地方公共団体との連携とそれに基づく施策の実施が求められる。

当協会としては、再商品化製品等の市場や技術開発の動向等に関する様々なデータや情報を的確に把握のうえ適宜提供・発信し、再商品化事業者と利用事業者との連携を促し、リサイクルの生産性と質の向上を支援していく。また、国等に対しては、再商品化の実情等に関する情報提供や意見交換を通じて連携を図るとともに、具体的かつ実効性のある施策の実施など支援を求めていく。

資源循環の推進には、関係者が連携・協働していくことが肝要であり、容器包装等のリサイクルにおいては、当協会が関係者のためのプラットフォームとなり事業を推進することで、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保、そして循環経済への移行、ひいては国民生活・経済の健全な発展にも寄与していく。

令和7年度は、容リ法に定められるプラスチック製容器包装廃棄物（以下、「容リプラ」という。）と「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ法」という。）に定められるプラスチック使用製品廃棄物（容リプラを除く。以下、「製品プラ等」という。）を一括して再商品化できる制度の運用が開始され3年度目となる。当協会において一括での再商品化を予定する市町村数は120（6年度 87）に、プラ法第33条に基づく認定市町村数は19（令和6年12月12日時点の認定数）（6年度 13）に増加する見込みである。再商品化受託量の増加のみならず新たな課題の顕在化も予想されるが、それらを克服しつつ再商品化を適正かつ着実に実施していく。

また、プラスチックのみならず他素材を含めた容器包装の適切な再商品化業務の遂行を継続しつつ、制度及び運用に関する普及啓発活動を一層強化し、より多くの関係者の理解と参画を促していく。

具体的な取り組みについては下記のとおりである。

## 記

### 1. 容リ法にもとづく再商品化の着実な実施

#### **（1）再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量\***

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる再商品化委託単価に基づく再商品化委託料金を徴収し、②に定める量の特定分別基準適合物の再商品化を着実に実施

する。

\* 容り法第 25 条において、指定法人は、事業計画書に特定分別基準適合物ごとに委託料金及び特定分別基準適合物の市町村別の量を記載しなければならないと定められている。

① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素 材		再商品化委託単価 (円/トン) (注) 消費税は含まず	
		令和 7 年度再商品化 実施委託単価	令和 6 年度抛出委託単価
ガラスびん	無色	11,000	0
	茶色	13,900	0
	その他色	20,200	0
P E T ボトル		8,800	1,800
紙製容器包装		22,000	0
プラスチック製容器包装		63,000	0

(注) 令和 7 年度再商品化実施委託単価及び令和 6 年度抛出委託単価は、令和 6 年 10 月に、素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定した単価。

② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた令和 7 年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

## (2) 市町村への資金抛出

① 容り法第 10 条の 2 に基づく市町村への資金の抛出

容り法第 10 条の 2 に定める市町村への資金抛出制度に基づき、既定の算定方法により算定される令和 6 年度の抛出金を、令和 7 年 9 月末迄に当該市町村に抛出する。

② 有償入札に伴う市町村への資金の抛出

P E T ボトル及び紙製容器包装の再商品化委託において、有償入札となる再商品化事業者に対し与信管理を厳格に行いつつ、有償入札による収入について該当する市町村に対し、引取量と有償落札単価に基づき算定した資金を抛出する。

## 2. 持続可能な再商品化事業の実現に向けた取り組み

### (1) 適正な再商品化業務の管理と運用の改善

再商品化事業の着実な遂行を確保すべく、再商品化事業者の業務状況を月次報告等で随時確認するとともに、現地検査を効果的、効率的に実施し、従来に増して丁寧なアドバイス・指導により管理の強化を図る。特に、再商品化事業者の現場では安全衛生管理が徹底されていない事例も見受けられ、再商品化事業者からのヒアリングに基

づく労災防止対策の優先項目を中心に労災防止セミナーを実施する等、注意喚起と管理の徹底を働きかけていく。

また、諸手続における合理化・簡素化・電子化の促進を通じて再商品化事業者の業務負担の軽減を図る。

プラスチックにおいては、分別基準適合物（容リプラ）と分別収集物（容リプラ及び製品プラ等）のそれぞれについて、引き取りから再商品化製品製造までの再商品化事業者の区分管理状況の確認を継続する。また、市町村の中間処理施設についても、市町村にその管理能力及び処理能力の実態確認を要請する。こうした管理を通じて得られた区分管理やLiB（リチウムイオン電池）等の異物除去の実施状況とそれらに関するトラブル事例等の情報を、可能な範囲で他の再商品化事業者や市町村に情報提供し、有効な活用を促す。

また、プラ法33条（いわゆる、計画認定スキーム）に関しても、分別収集物の再商品化業務の遂行状況確認のため、月次報告の精査等を実施する。

このほか、制度運用に関しては、容リプラ、製品プラ等及びPETボトルの再商品化に関し、望ましい入札制度を検討する。

特にプラスチックに関しては、近年、再商品化事業者数の減少に伴い再商品化能力は停滞しており、緩やかな競争環境が続き合理化・効率化・営業強化等の企業努力による価格競争は起こりにくく、入札価格の下方硬直性が強いと考えられる。適正な再商品化コスト水準を維持するためには、適切な競争環境の保持が不可欠であり、その実現に向け入札制度の見直しを検討する。また、PETボトルに関しては、令和5年10月の公正取引委員会の「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」において、入札制度の不断の検討を行うことが望ましいとされており、望ましい入札制度につき検討を行う。

## （2）再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

人手不足の更なる深刻化、エネルギー価格をはじめ諸物価の高騰が続いている中で、再商品化事業者の事業環境は引き続き厳しい状況にある。

これは、当協会の登録再商品化事業者数にも表れているが（平成24年度281社⇒令和7年度165社）、容器包装等のリサイクルを持続的に遂行していくためには、全国の市町村からの分別基準適合物等の引取量に対応し得る再商品化事業者・能力の確保・強化を図っていくことが不可欠である。

このため、当協会に未登録の事業者に対し、当協会の再商品化事業の周知、案内を強化し、事業実施能力のある再商品化事業者の発掘と登録の促進を図る。

特にプラスチックにおいては、プラ法により引取量が増加することが予測される中で令和6年度の引取量に対する再生処理能力の余力が2%程度と小さかったこともあり能力確保は喫緊の課題である。新規登録事業者の確保策として、①産業廃棄物処理事業者及び関連団体への呼びかけ、②市町村中間処理施設を受託している民間事業者への呼びかけ、③当協会に問合せのあった事業者への対応等を行う。さらに、設備投資を計画している事業者に対して適切な情報提供と進捗状況の把握を行う。また新規登録事業者に対しては運用ルール等の説明等を適切に実施して理解促進を図り、受託

初年度であっても適正な再商品化が実施できるようにサポートする。

また、4 素材共通の課題として、再商品化事業者の積極的な参画には、設備投資や研究開発、再商品化製品の需要拡大が必要であり、再商品化事業者の自助努力だけでは困難なこれら課題の解決のために国等に対して具体的な支援策の実施を働きかけていく。加えて、再商品化事業者やその関連業界が抱える課題解決に向けて、関係団体と共に国へ情報共有や提案を行う。

このほか、再商品化製品を利用した製品に関する情報収集・提供を積極的に行うとともに、諸手続における合理化・簡素化の一層の促進を通じて、事業者の業務負担の軽減を図る。

### (3) 分別基準適合物等の品質向上アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物等の品質向上は、再商品化事業における業務の合理化、効率化に資するばかりでなく、残さの削減による収率改善、再商品化製品の品質向上による販売量拡大、新商品開発等にもつながり、再商品化事業者の生産性向上を後押しすることにもなる。さらに、特定事業者や市町村が支払う再商品化実施委託料の低減にも寄与することが期待できる。

こうしたことから引き続き、市町村から引き取るベール(=分別収集したものを圧縮梱包したもの)等の品質調査を実施するとともに、同調査に基づく助言、提案、要請等の適切な改善アプローチに努める。

素材別の取り組みについては以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、市町村が収集・選別する段階で細かく割れ、色分け・再資源化できず残さとなるものがかなり多くある。また、市町村によっては、消費者が分別排出しても、収集・選別段階でその他の色のガラスびんの中に無色、茶色のガラスびんが混入してしまっている事例も多くある。

引き取りびんの品質及びリサイクル率向上のため、関係団体、再商品化事業者と共に市町村への直接訪問や品質調査立会等を通じて、手選別による破砕の防止や色別の分別収集の徹底等につき、理解と協力を求める。

- ② PETボトルでは、市町村・再商品化事業者にヒアリングを行い、更なる品質向上のため品質調査基準の見直しを検討する。また、B判定以下の項目がある市町村を優先的に訪問し改善に向けて具体的な提案を行う。

加えて、混合収集している市町村の中間処理施設に直接訪問し、選別の状況を調査・確認したうえで、「市町村からの引き取り品質ガイドライン」の周知徹底及び、単独収集への移行に向けた働きかけを行う。

- ③ 紙製容器包装では、市町村から引き取るベール品質はおおむね良好であるが、一部、市の担当者による理解不足もみられる。そのため、市町村訪問や品質調査立会の機会に、分別品質維持への理解を求め、継続的な消費者への啓発・広報活動を要請する。

- ④ プラスチック製容器包装等では、分別基準適合物について、容器包装比率が「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行を要請したうえで、再調査を実施する。

分別収集物に関しては、市町村の定める回収対象物と市民へのその周知の度合い、中間処理施設での異物除去の精度等によってはベール品質の悪化が懸念される。そのため「市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物用）」の周知・広報活動、市町村及び中間処理施設への出前講座、ベール品質調査時の立会者との意見交換等を通じて、分別収集物の品質向上を図る。

また、製品プラ等を回収する市町村に対しては、年2回（上期・下期それぞれ1回）ベール品質調査を実施し、分別収集物の品質の維持・向上を図るとともに、容リプラと製品プラ等及び異物の比率を確認し、契約した比率と比べて大幅な乖離があった場合は、期中で比率変更を行うことにより、適正な費用の支払いを確保する。

これら品質調査の拡充のため、効率的なスケジュールの作成、必要調査員の確保、効率的な調査実施等を行う。更に令和8年度の申し込み件数増加を想定した調査体制を整備する。

#### （４）再商品化事業に関する情報の把握、分析、活用

再商品化製品利用製品や各素材の原材料等に関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報等につき、より早く、広く、深く収集・把握するよう努める。

それらの情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響を分析し、再商品化事業の推進に役立てる。また、日常的な業務報告のみならず、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ適宜現場の状況を把握するように努める。

このほか、トラック運転手の確保難、人件費高騰が深刻化する中、市町村からのベール引き渡し時の積み込み作業の実施・責任主体が不明確であることによる影響が散見され、その実態について調査・把握する。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、ガラスびん出荷量の減少傾向が続いており、今後も厳しい状況が続くと予想され、再商品化事業者及び再商品化製品利用事業者への影響が懸念される。

そのため、現地検査や月次の販売実績報告等を通じ、適正に再商品化され遅滞なく再商品化製品利用事業者において利用されているか等、再商品化の状況を把握するとともに、再商品化製品利用事業者の生産・販売動向に関する情報も随時収集・把握する。

- ② P E Tボトルでは、バージン原料及びリサイクル原料の市場動向を把握しつつ、国内の使用済みP E Tボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報収集・

提供を行い、主務省庁によるPETボトルリサイクル材の国内循環の在り方の検討に資する。

- ③ 紙製容器包装では、古紙不足の状況にある中、再商品化に及ぶ影響に適切に対応するために、新たな取組みが求められる。

製紙会社では難処理なものを含め積極的に古紙の受け入れを始めており、回収業者・古紙問屋・製紙会社・排出者（市町村、自治会等）間では、古紙回収のあり方を見直す動きが出ている。

そのため、市町村、再商品化事業者、製紙会社、古紙業界、特定事業者等との連携を強め、情報を収集・把握することが一層重要になる。各主体への訪問・意見交換の機会を増やすことにより、想定される影響を早期に把握し、今後の古紙回収方法に適応した再商品化事業の検討、実施に役立てる。

- ④ プラスチック製容器包装等では、プラ法に基づく再商品化申込の増大における課題の早期発見に努め、将来の運用等見直しの検討に資する情報の整理・分析を進める。一例として分別収集物の再商品化に及ぼす影響を把握することとし、具体的には、品質、収率、ベールや残さの樹脂組成の変化を捉え、各種ガイドライン等の見直しを検討する。

特に、現在、再生処理工程で発生する残さは主に熱回収されているが、その残さの中に処理方法次第では資源として有効活用できるものがある。このため、残さの有効利用について実証実験を実施し、その結果を公開することを検討している。さらに、再商品化事業者と特定の処理技術を有する事業者とのジョイントグループを形成することにより、現在よりも熱回収に回される残さを減らし資源循環量を増やすスキームの実現を図る。

### **3. 容リ制度見直しに向けた検討への対応・準備**

容リ制度が施行されてから27年が経過し、大量生産・大量消費・大量廃棄であった社会に3R（リデュース・リユース・リサイクル）が根付き、最終処分場の延命、省資源化、容器包装の環境配慮設計等の成果をもたらした。

この間、容リ制度については、2006年に法改正が行われ、2016年に産構審・中環審の合同会合により「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられたが、それから既に8年が経過している。

他方、2016年以降の環境・リサイクルに関する主な動向をみると、2019年5月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2021年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布、翌2022年に施行された。

また、2023年3月には「成長志向型の資源自律経済戦略」が策定され、さらに2024年7月には循環経済への移行が国家戦略として取り組むべき重要な政策課題に位置付けられ、8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が決定されている。

以上の状況や国内外の社会経済の変化の中で、容リ制度には、廃棄物の適正な処理と資源の有効な活用の確保という容リ法制定時からの目的の実現に加えて、循環経済への移行についても貢献していくことが求められる。

この基本認識のもと、わが国の社会経済に不可欠なインフラである容リ制度を、現状に即したものとし、さらには今後の変化に対応し得る持続可能なものとするために、主務省における容リ制度の検討に資するべく、適宜、関係団体とも連携し情報の収集・提供や課題の提示等を行うこととする。なお、主な喫緊の課題としては、以下のような事項が想定される。

- ①再商品化処理能力・事業者の確保・拡充
- ②市町村の分別収集方法等の相違から生じる問題や指定保管施設の管理上の問題の改善・解決
- ③入札における競争機能の再生・強化と再商品化コストの合理化及び適正負担の確保
- ④ただ乗り事業者の捕捉と義務履行の促進 等

#### **4. 不正・不適正行為等の防止への取り組み**

不正行為と不適正行為の防止への対応及び危機管理体制の強化に関する取り組みについては、以下のとおり。

##### **(1) 危機管理委員会による危機事象防止策の策定とその実行**

当協会は、「危機管理規程」等に基づき、不正及び不適正行為をはじめとする危機事象の発生を未然に防止し、また大規模災害を含めた危機発生時にはそれを適切に管理するため、危機管理体制の維持、強化に努めている。危機管理委員会において、年度当初に社会の変化等を精査して危機事象の洗い出し・見直しとその防止策を策定し、当協会内での共有を図るとともに、四半期ごとに危機事象の発生可能性と防止策の進捗状況を確認し、着実に実行する。なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに同委員会を開催し弁護士等専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。

##### **(2) 月次報告及び現地検査等による実績確認と不正行為等に対する措置の発動**

再商品化の実施に当たっては、再商品化事業者に改めてコンプライアンスの徹底を働きかける。また、月次報告等による再商品化実績等の確認、再商品化製品利用事業者からの受領書との照合等報告内容の適正を確認するとともに、現地検査や財務状況の把握等多面的な対策を実行し、不適正行為等の防止を図る。特に運搬事業者については、未登録での運搬の発生を防ぐために現地検査での登録確認を継続する。

なお、不適正行為等に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動するとともに、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。



### **(3) 外部監査人立会による厳正な再商品化事業者の登録審査の実施**

適格な再商品化事業者を確保すべく、再商品化事業者の登録判定においては、外部監査人として弁護士及び市民団体代表の参画を得て、厳正な審査を行う。

### **(4) 厳格な情報管理と危機時における事業継続体制の確立**

情報漏洩防止に関しては、インターネット通信環境等のセキュリティを絶えず高めるとともに、事務局において秘密情報管理規程や情報セキュリティポリシー、それらに基づく手続きルール等を徹底し、ICT機器及びサービスを効果的に使用することで情報を厳格に管理、活用する。さらに、定期的にセキュリティ研修を開催し、職員のセキュリティ意識の向上を図る。

また、自然災害等の危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）に基づき、基幹コンピューターシステム（REINS）のバックアップサイト接続の定期的な訓練、リモートワーク環境の向上を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

## **5. 再商品化義務履行の促進（ただ乗り事業者対策の強化）**

容器包装リサイクルを持続可能なものとするために、再商品化義務を負う全ての特定事業者には、適正に義務を履行していただくことが必須であり、以下のとおり義務不履行の特定事業者（いわゆる、ただ乗り事業者）への対策を強化していく。

### **(1) 主務省庁に対するただ乗り事業者への指導強化などの支援の要請**

主務省庁よりただ乗り事業者対策に関連し紹介いただいた新規分野の業界団体等について、啓発と義務履行状況の確認を進める。その際、フォローが必要と思われる事業者リストを作成し、主務省庁に提供のうえ点検・指導の強化を要請する。また、主務省庁及び各地のその出先機関、商工会議所、商工会等からの対象事業者等の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行うとともに、上記事業者リスト作成についてこれら機関の協力を求める。加えて関連する業界団体の協力のもと、その傘下の会員企業等への周知・啓発活動の強化を図る。

このほか、年4回開催している情報連絡会議（構成員：主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会）での議題として、ただ乗り事業者対策を継続的に議論する等、様々な機会に主務省庁へ情報提供を行いその成果を共有するとともに、厳格な法の運用と具体的な取り組みを要請する。また、各地で特定事業者説明会・個別相談会を開催する機会に、主務省庁の出先・関連機関を訪問し、ただ乗り事業者対策や容り制度の普及啓発等について情報共有と連携による取り組みの推進を図る。

### **(2) 関連団体やEコマースプラットフォーマー等との連携による周知、啓発の強化**

物販分野のEコマースが市場を拡大し続けていることを踏まえ、令和5～6年度は大手3社のプラットフォーマーにアプローチし、出店事業者へ容り制度の周知・啓発

文書を発信いただき、特定事業者の義務履行促進に繋げた。令和7年度も対象プラットフォームを拡大し、取り組みの方法や内容を見直しつつ継続し、制度の普及啓発とただ乗り事業者の掘り起こしに繋げていく。

また、普及啓発の範囲を拡充するため、当協会の評議員の所属団体との連携を強化し、評議員団体から従来交流のなかった他の類似または関連した団体を紹介していただき、その団体を個別に訪問し具体的な協力要請を行い啓発活動を展開する。

さらに、年2回開催する理事会・評議員会において、ただ乗り事業者問題とその対応等につき説明・意見交換し、理解促進と協力・支援の拡充を図る。

このほか、啓発チラシや広報誌の配布、多数の特定事業者の来場が見込まれる各種イベント参加を通じた広報活動等で普及啓発の強化を図る。

### **(3) 商工会議所、商工会を通じた普及啓発活動の強化**

当協会から業務委託している全国の商工会議所・商工会において、会報やホームページ、SNS等を通じて当協会業務や容リ制度を積極的に発信していただき普及啓発の強化を図る。特に特定事業者の申込期間における集中的な普及啓発活動を要請する。

また、大都市を中心に開催している特定事業者説明会・個別相談会に関しては、内容の充実や効率的な説明に努めるとともに、事業者が参加しやすい方法を導入し、参加者の増加を図る。

### **(4) 問い合わせ等に関する対応体制の強化**

各ステークホルダーからの意見、要望、提案、苦情その他問い合わせは、業務改善の重要な手掛かりであり、コールセンターはこれらに適切な応答・対応をすることにより当協会の業務改善へ繋げる広聴機能を果たす。また、主務省庁と各地の国の出先機関及び商工会議所や商工会からの対象事業者等の情報照会に対し、的確な回答とフォローを行う。

特に特定事業者への適切な対応は、ただ乗り事業者対策としても重要であることから、必要書式類の整備やRPA (Robotic Process Automation) 導入による業務効率化等により、迅速かつ丁寧な対応ができるように努める。さらにホームページのチャットボットを利用したQAの充実を進めることで、訪問者が自らに便宜な方法を選択し、素早く照会への回答を得られる体制を築く。

このほか、再商品化の未申込者への架電、ホームページにおける特定事業者の申込状況の一層の明確化等、普及啓発の強化を図る。

### **(5) 過去に申し込みがありながら近年申し込みが無い事業者対策の強化**

過去に申し込みがあり近年申し込みのない事業者には、毎年申込書類を送付するほか、年数回の督促を行っている。しかし必ずしも申込には繋がっておらず、こういった事業者は特定事業者の可能性が極めて高いことから、より有効かつ着実な督促方法を検討、実施する等、ただ乗り事業者対策を積極的に推進する。

### **(6) 過年度分の遡及申込等に対する適切な運用**

再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者は、最長で平成 12 年度まで遡って申し込みをする必要がある。長期にわたる過去の申込データの作成や多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっている可能性もあり、分割払いの適用等運用面での工夫による義務履行の促進に努めていく。なお、当協会と再商品化委託契約を締結したにもかかわらず委託料を支払わない大口の特定事業者には、弁護士名による支払催告や必要に応じて訴訟提起を行う等、再商品化義務の履行を強く促す。

## **6. LiB 等危険物混入トラブル防止への取り組み**

LiB 等の混入による発煙発火トラブルの発生件数は依然として高止まりの状況であり、鎮静化する見通しが立っていない。また、過去には、容器包装等のリサイクル現場の火災により、重要設備が消失し、長期間の稼働停止を余儀なくされた事例も発生している。

これらトラブルの根本的な対策として、LiB を利用する小型家電製品製造事業者や小売事業者に対し、LiB 内蔵に関する表示の徹底や廃棄方法の整備・周知等の対策を要請していく。

また、市町村の対策実施状況を調査して、必要と思われる情報の共有や効果的・先進的な取り組み事例を紹介し各地市町村での横展開を促す。特に、当協会が委員を派遣している経済産業省実証事業 NEDO 懸賞金活用型プログラム「NEDO Challenge, Li-ion Battery 2025 発火を防ぎ、都市鉱山を目指せ！」の結果の周知普及に努める。

中長期的には法律ベースで、LiB 内蔵製品の回収が促進されるよう、関係者と連携し国・関係機関に働きかけを行う。

## **7. 容器包装リサイクル等に係る啓発活動の拡充**

### **(1) ホームページ、機関誌、メディア、イベント等を活用した広報活動の展開**

特定事業者、市町村、消費者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等のステークホルダーを対象に、ホームページ、会報誌、SNS、イベント等の多様な伝達手段・機会を通じて情報発信を行う。

- ① 消費者に対する情報発信をより充実・強化し、容リ制度の認知度向上を図る。とりわけ子供向けにリサイクルの基礎を成す分別意識の向上を図っていく。
- ② リニューアルにより訪問者の利便性を高めたホームページを積極的に活用する。各イベントに応じた専用ページの作成、会報との相互紹介等の実施、SNSによる周知、展開を図る。さらに、訪問者がストレスなくホームページ内を回遊しているかを分析し、随時掲載情報への導線の明確化等の対応を行う。また、消費者の関心をひくような新規の啓発コンテンツの作成にも取り組んでいく。

- ③ 当協会の目的と活動を示すメッセージ（「未来へつなぐ みんなのリサイクル」）を新たに策定し、ホームページのトップ画面に掲げるとともに、各種展示会や会報誌等でも活用し、当協会の存在意義と活動内容の啓発を進める一助とする。
- ④ 会報誌「容リ協ニュース」（年3回・各8千部発行）は、対面や現地での取材に力を入れ、特に特集企画の内容の充実を推し進める。「年次レポート」（1万部発行）では、消費者にも当協会の活動が理解しやすいように、報告のわかりやすさとデータ類の見やすさを向上させていく。
- ⑤ 特定事業者申し込み促進のため、会議所ニュース（日本商工会議所発行）や経団連タイムス（日本経済団体連合会発行）に令和8年度向け再商品化委託申し込みの広告を掲載し、特定事業者の再商品化委託申し込みの拡充を図る。また、会議所ニュースにおいては、当協会事業の周知・普及に係る連載記事を掲載する。
- ⑥ マスメディア（新聞・テレビ・雑誌等）や様々なソーシャルメディアの活用による広報活動を積極的に展開し、容リ法等に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う再商品化事業の内容等について、社会からの認知度向上を図る。特に大切なニュースリリース等については、ネット配信を中心としつつ、記者クラブを通じた情報発信も逐次実施する。
- ⑦ エコプロ、こどもエコクラブ等の消費者向け、特に子供向けの環境イベントに出展する一方、日本包装産業展等、多数の特定事業者の来場が見込まれるイベントに出展し、ただ乗り事業者対策の普及啓発を図る。その他、自治体主催のイベントについても適宜対応していく。

また、分別意識の啓発の重要性を勘案し、多くの集客、特に若年層の参加が期待できる新規分野のイベント出展も積極的に試みる。

## （2）各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再生処理事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各対象に適した普及啓発活動を実施する。

特に、プラスチックでは、再商品化事業者に対しては分別収集物の再商品化に関する遵守事項を、市町村に対しては保管施設管理や組成調査の実施について、説明会を開催し周知徹底を図る。説明会で啓発が不十分と判断した場合は、追加の説明会実施等の対応を行う。
- ② 国や地方公共団体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等へ当協会役職員を講師として派遣し、容リ制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再

生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物等の引渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図る。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容リ制度担当職員向け研修会は、WEB開催を原則とし、参加者の利便性を図るとともに開催に関するコストの削減を図る。

### **(3) 関連事業への後援・協賛等**

国や地方公共団体あるいは関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携を図りつつ後援、協賛、協力、出展等を行う。

## **8. 関係主体間の連携の強化**

### **(1) 国内関係機関との連携強化**

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、消費者、市町村等の関係主体との一層の連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議を、その内容拡充を図りつつ定期的を開催するとともに、素材別のリサイクル関係団体等との情報交換や諸課題に関する検討・意見交換を積極的に行う。また、評議員や理事の所属団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図り、再商品化事業の改善に役立てる。

### **(2) 海外関係機関との交流連携の促進**

再商品化事業の更なる改善と促進及び日本の容リ制度の積極的な周知・広報、さらには諸外国のリサイクル関係機関との交流・連携を図るため、関連団体と共同で調査団を派遣する。

プラスチックに関しては、再商品化製品利用製品である再生樹脂が中国や東南アジアへ輸出されているという状況を踏まえ現地での利用状況について調査する。また、将来の欧州向け輸出品に関する再生材料使用ルールへの対応状況についても情報収集する。

また、海外調査団派遣時の訪問先への容リ制度の紹介のみならず、海外から寄せられる日本の容リ制度に関する懇談、ヒアリング等の依頼については積極的に対応し、同制度の周知・広報に努める。その他、日本のリサイクルシステムが優れている点は積極的に紹介し海外のシステム改善に役立つような取り組みも進めていく。

## **9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底**

### **(1) ガバナンスの向上**

「評議員」、「理事」、「監事」の三者が、各々の役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、週一回定期的で開催さ

れる常勤理事会において、各部の業務が適正に実施されているかにつき相互に監視・確認を行う。会計処理に関しては、会計監査人から適正に処理が行われているかにつき厳正なチェックを受けるとともに外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

## **(2) コンプライアンスの徹底**

当協会は公益財団法人として、また国の指定法人として様々な法令や規則、ルールを遵守して業務を実施しなければならない。そのためには役職員がそれぞれの立場で役割と責任を自覚する必要があり、外部セミナーや専門家の研修会・勉強会等を通じてコンプライアンスの徹底を図る。また、一人ひとりの意識を向上・強化させるため、内部監査や全体ミーティング、部内打合せ、目標管理面談等様々な場を通じてコンプライアンスの重要性に関する意識の徹底を図る。

# **10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進**

## **(1) 事務局の人材育成と能力向上**

プラ法に基づく再商品化の実施や容り法に基づく再商品化事業における運用の変更、DXやAI（人工知能）といったデジタルテクノロジーの急速な進展等、当協会を取り巻く様々な環境は大きく変化している。こういった業務の変化や新たな課題に適切に対応していくため、計画的、効果的な研修や勉強会の実施等により、人材の育成と能力の向上に努めるとともに役職員が抱えている課題や問題点につき自発的に解決できるような研修・勉強の場を提供し、個々のスキルアップを図っていく。また目標管理制度や人事管理制度等を通じて、定期的な人事異動を行い適材適所の人材登用を促進するほか、事務局体制、業務分担について検証し、必要に応じ見直しを行う。

## **(2) DXによる生産性の向上**

当協会や社会を取り巻く様々な環境変化に適切かつ迅速に対応していくためには、オペレーションセンター（OPC）を含めた当協会業務の全体の効率化、高度化が必要であり、常にDXやSX（Sustainability Transformation）を意識しながら業務を推進していくことが不可欠である。具体的には、令和5年度から開始したRPA化を継続的に進め、RPA化する業務の範囲を拡大していくとともに、AI、OCR（Optical Character Recognition）等各種ツールの活用の可能性を検討する。

また、REINSが当協会業務を引き続き適切に処理できるように、新規に対応が必須となる業務要件に応じた機能を強化する一方、従来からある業務と機能を再点検し、取捨選択することでコストの適正性を確保する。さらに、再商品化事業者に係る登録資料を電子化すべく、クラウドストレージを導入してREINSと連携させ、情報一元化・共有化により業務の標準化・効率化を進める。

以上